

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第70号 令和8年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第64号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第65号 岩国市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第68号 字の区域の変更について

議案第69号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第72号 ノートパソコンの買入れについて

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第3号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第70号 令和8年度岩国市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

歳入の繰入金の財政調整基金繰入金の財政調整基金とりくずし金に関連し、

委員中から、「岩国市省エネ家電買換え促進補助金制度の実施に当たり、本年1月臨時会で2億8,500万円の補正予算が可決され、予算措置されていたところ、本補助金の申請状況により2億5,900万円の不足が生じたことに伴うこのたびの増額補正予算であるが、予算額が当初の約2倍になることについて、市はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「今回、予算に不足が生じたことについては、見込み誤りというところもあるが、当方の想定以上に多くの市民の皆様にご期待をいただき、省エネ家電を購入いただいたことから、こうした省エネに向かっていい方向に進んでいくものと理解している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、本補助金制度が市民に好評であったことに対する市の総評について質疑があり、

当局から、「本補助金の申請額が予算の上限額に達したことから、本年5月22日に申請の受付を終了する予定であったが、市民の皆様の御希望に応えると同時に財政負担とのバランスを取るため、山口県のぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーンが開始される前日の5月28日までの購入分を補助対象とさせていただいた。市としては十分に事業目的が達成できたのではないかと考えている」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 ノートパソコンの買入れについての審査におきまして、委員中から、「職員のノートパソコンは5年を目安に更新していくとのことであるが、財政的な負担を考慮し、今回の購入方式に加え、今後はリースを含めた違う方法も検討する考えはないのか」との質疑があり、

当局から、「このたびも購入以外の方法も検討したところではあるが、リースの場合は総額で比べると高額になることや、購入の場合は、ある程度自由に運用ができるといった点を勘案し、今回は購入による整備を進めさせていただいた。今後は本市のシステム全体の方向性の中で、パソコン調達的手段としてリースについても検討する必要があると考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、導入されるノートパソコンの保証期間について質疑があり、当局から、「保証期間は1年間で、代理店を通して各メーカーに修理を依頼する。昨今はパソコン自体の故障率も低く、1台ごとに保守サービスをつけるより代替機を準備するほうが安く見込めるため、1年間の初期不良に対応する保証内容としている」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。